

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

目 次	ページ
告 示	
○行政不服審査法による公示送達..... (人事課)	44
○平成28年度鳥獣保護区特別保護地区の指定..... (生物多様性保全課)	44
○平成28年度鳥獣保護区の更新..... (生物多様性保全課)	45
○平成28年度特定猟具使用禁止区域の指定..... (生物多様性保全課)	46
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	47
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	47
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	47
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	48
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	49
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	49

告 示

北海道告示第572号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第2項ただし書及び第3項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成28年9月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名
異議申立時の住所 釧路市新栄町6番13号 明和ハイツ
現住所 不明
異議申立人 小野 理之
- 公示事項
異議申立人が平成26年2月21日付けで提起した退職手当の支給制限処分に係る異議申立てについて、平成28年7月19日付けで決定をしたが、異議申立人の所在が不明のため、異

議申立人に決定書の謄本を送付することができない。よって、当該決定書の謄本は、総務部人事局人事課で保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は当庁に出頭の上、受領されたい。

北海道告示第573号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年9月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 名 称 函岳鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成28年10月1日から平成48年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針
ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
イ 特別保護地区の指定目的
当該地域は、中川郡美深町及び中川郡音威子府村の函岳西方山麓地域に位置し、函岳の標高おおむね900m以上のハイマツ帯等の区域ではカヤクグリ、ルリビタキといった高山性鳥類の繁殖地となっていることから、当該地域を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 2 (1) 名 称 大津鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針
ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
イ 特別保護地区の指定目的
当該地域は、豊頃町大津市街地から西方約2km付近に位置する、比較的なだらかな丘陵地である。
植生は、トドマツ人工林を主体とし、沢沿いには、ミズナラ、カシワ、シラカンバなどの広葉樹が広がっている。

このような森林環境を反映し、キビタキ、アカゲラ、カラ類などの森林性の鳥獣が多数生息している。

また、当該地域は、十勝川河口の湿地帯に隣接していることや、海岸に近いこともあり、タンチョウやハヤブサなどの希少な鳥類も確認されており、昭和41年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

このように、当該地域は鳥獣の生息に良好な環境を有していることから、引き続き、鳥獣の生息地の保護を図る必要が特にあるため、特別保護地区として再指定するものである。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第574号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次の鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年9月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名 称 函岳鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成48年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、中川郡美深町と中川郡音威子府村及び枝幸郡枝幸町の函岳地域に位置している。函岳の標高は1,129mで、新生代新第三紀中新世に火山活動により形成され、その山頂部はなだらかな台地上の地形を呈している。林相の変化に富む優れた天然林では、おおむね標高600m以上でダケカンパーササ群落、ダケカンパーミヤマハンノキ群落のほかハイマツ等の高山低木群落も見られる。

また、標高1,000m以上の山頂部では高山植生も見られ、森林の環境は良好であり、生息する森林性野生鳥獣の生息環境として好適である。

北海道自然環境保全指針により、「すぐれた自然地域」として野生鳥獣の保護を図

るため、平成8年に道指定鳥獣保護区（平成10年面積拡大）に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 2(1) 名 称 礼文鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成48年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

稚内から西へ60km、日本海に浮かぶ礼文島にある当該地域は、市街地等を除くほぼ全域が国有林野であり、その約6割が利尻礼文サロベツ国立公園に含まれている。

礼文島は、中央に標高450mの礼文岳を有する南北29km、東西8kmにわたるなだらかな離島である。

植生としては、至る所で高山植物帯が形成されており、トドマツを中心とする針葉樹林やカエデ類、カンバ類、シナノキ等を中心とする広葉樹林、それらが混交する針広混交樹林の割合はそう多くはない。レブンアツモリソウ、レブンソウなど固有種の高山植物が多く存在する。

さらに、コマドリをはじめとする小鳥の繁殖地として知られ、また、渡り鳥の中継地としても鳥類の保護上重要な位置にあるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 3(1) 名 称 稚内鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成48年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

稚内市街の後背林として位置し、国有林のレクリエーションの森（稚内風景林）と

して管理運営されている。

台地は風衝地であるが、沢沿いは広葉樹林や人工林で構成されている。

ウグイス類など、様々な鳥類の繁殖地であり、また、渡り鳥の中継地としても重要であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 4(1) 名 称 知駒鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成48年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

ほぼ全域が良好な天然のアカエゾマツ純林となっており、植物群落保護林として管理されている。

クマゲラやエゾライチョウ等の森林性の鳥獣が多数生息し、単一樹種による原生的な針葉樹林にある貴重な生態系を保全するために鳥獣捕獲を禁止する必要があるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 5(1) 名 称 大津鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地は、豊頃町大津市街地から西方約2km付近に位置する、比較的なだらかな丘陵地である。

植生は、トドマツ人工林を主体とし、沢沿いには、ミズナラ、カシワ、シラカンバ

などの広葉樹が広がっており、キビタキ、アカゲラ、カラ類などの森林性の鳥獣が多数生息しており、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

このように、当該地域は鳥獣の生息に良好な環境を有していることから、引き続き鳥獣の保護を図る必要があるため、鳥獣保護区として更新するものである。

ウ 管理方針

次のとおり

- 6(1) 名 称 萌和山鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、広尾郡大樹町字萌和に所在し、大樹町市街地から北東約2kmに位置する。二の沢川、メム川流域の農耕地に囲まれた丘陵地で、カラマツ、トドマツ等の針葉樹人工林を主体とした森林であり、アカゲラやシジウカラ、オオタカ等の森林性鳥獣の主要な生息場所となっているため、昭和61年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第575号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年9月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名 称 暁沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）

- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名称 丹波沼・鶴田沼特定猟具使用禁止区域
 (2) 区域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名称 古山ため池特定猟具使用禁止区域
 (2) 区域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4(1) 名称 千歳市蘭越特定猟具使用禁止区域
 (2) 区域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5(1) 名称 京極ふきだし公園周辺特定猟具使用禁止区域
 (2) 区域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6(1) 名称 久根別特定猟具使用禁止区域
 (2) 区域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7(1) 名称 八雲特定猟具使用禁止区域
 (2) 区域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8(1) 名称 メグマ沼特定猟具使用禁止区域
 (2) 区域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成28年10月1日から平成38年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、留辺蘂土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成28年9月27日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成28. 9. 1	理事	高橋 圭司	北見市留辺蘂町松山5番地29
同	同	同	坂下 忠	留辺蘂町旭1区167番地1
同	同	同	東海林 和行	留辺蘂町大和103番地3
同	同	同	福田 正秋	留辺蘂町平里158番地1
同	同	同	永江 和幸	留辺蘂町昭栄395番地1
同	同	同	茂住 修二	留辺蘂町大富287番地7
同	同	同	五十嵐 俊啓	留辺蘂町旭3区197番地126
同	同	監事	多田 佳継	留辺蘂町旭1区278番地1
同	同	同	森谷 清治	留辺蘂町昭栄256番地
退任	平成28. 8.31	理事	高橋 圭司	留辺蘂町松山5番地29
同	同	同	坂下 忠	留辺蘂町旭1区167番地1
同	同	同	東海林 和行	留辺蘂町大和103番地3
同	同	同	福田 正秋	留辺蘂町平里158番地1
同	同	同	永江 和幸	留辺蘂町昭栄395番地1
同	同	同	茂住 修二	留辺蘂町大富287番地7
同	同	同	五十嵐 俊啓	留辺蘂町旭3区197番地126
同	同	監事	多田 佳継	留辺蘂町旭1区278番地1
同	同	同	大原 行雄	留辺蘂町昭栄404番地3

北海道告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成28年9月13日、留辺蘂土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年9月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（豊沢地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕〔区画整理〕）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成28年9月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年9月27日

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第116号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年9月27日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

乗用自動車の賃貸借（1台分） 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成29年2月1日から平成34年1月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年9月27日（火）から同年10月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階 402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成28年11月2日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月1日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成28年2月23日付け北海道渡島総合振興局告示第30号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 2, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than November 1, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道上川総合振興局告示第135号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年9月27日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 - (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）の供給を含む。） 一式
 - (2) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり2,000枚
- 2 落札を決定した日
平成28年8月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社サイトー
 - (2) 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号

- 4 落札金額
 - 基本料金（1月当たり） 7,200円
 - 複写料金（1枚当たり） 1.6円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年7月8日付け北海道上川総合振興局告示第105号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課
- (2) 所在地 旭川市10条通11丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第417号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年9月27日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借（1,895台） 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成29年3月1日から平成35年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

いこと。

- (4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年9月27日（火）から同年10月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

- (2) 入札日時 平成28年11月9日（水）午前11時30分（送付による場合は、同月8日（火）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 1,895 1 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 30 A.M., November 9, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 8, 2016)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240

正 誤

○平成28年2月19日（第2761号）

北海道告示第121号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
69 左 32
誤 夕張市・日高町
正 日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、夕張市・日高町

○平成28年6月28日（第2796号）

北海道告示第448号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
53 右 22
誤 天塩町・足寄町
正 天塩町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天塩町・足寄町